

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務に係る仕様書

1. 件名

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務

2. 業務目的

生駒南小学校・生駒南中学校の整備においては、校舎の老朽化に伴う建て替えという目的のみならず、これからの学びに対応した教育環境を整備することに加え、学校教育と社会教育が融合した多様性のある学びが実現できる施設、地域住民や市民が学校施設を有効活用できる施設を目指すことで、南生駒地区一帯の活気あるまちづくりにも寄与できる施設を整備していくことを目標としている。

本市が目指す新しい学校づくりについては、「第3次生駒市教育大綱(以下、教育大綱)」に従い、「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想(以下、基本構想)」、「生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画(以下、基本計画)」を策定している。本業務は、本市の目指す教育を具現化し、『すべての人にとっての「学び」と「交流」の拠点』のビジョンのもと、施設の機能及び空間提案による設計者を選定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

※単年度の予算措置であることから令和8年3月31日を期限とするが、業務の進捗によっては双方協議のうえ期間の見直しを行うものとする。

4. 対象施設

- ・生駒市立生駒南小学校(生駒市萩原町335番地)
- ・生駒市立生駒南中学校(生駒市萩原町90番地)

5. 関連法令等

本業務は、本仕様書によるほか、教育大綱、基本計画、「第6次生駒市総合計画第2期基本計画」等他、本市の関連計画及び要綱等に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者は生駒市と都度協議し、その指示を受けるものとする。

6. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、生駒市と協議を行い、その意図や目的を十分に理

解した上で適切な人員配置のもとで進めること。

- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的取組を提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗について、生駒市に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託しないこと。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ生駒市に承諾願を提出の上、了解を得ること。

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7. 業務内容

本業務は以下に示す事業を実施するうえで必要となる基本設計・実施設計をすべて含むものとする。実施にあたっては本仕様書及び別紙「建築工事設計業務委託特記仕様書」を確認のうえ実施すること。

- ・仮設校舎リース業務
- ・生駒南小学校内装改修工事
- ・生駒南小学校校舎等解体工事
- ・生駒南中学校校舎等解体工事
- ・生駒南小学校・生駒南中学校新校舎建設工事
- ・その他敷地内における外構工事・土木工事

8. 設計において求める事項

本業務は、生駒南小学校・生駒南中学校において、教育大綱及び基本計画に基づいた施設整備を実現するための基本設計・実施設計を委託するものである。地域との共生・持続可能性・多様性への配慮を重視し、「学び」「地域」「インクルーシブ」の価値を体現する校舎整備が求められる。

(1) 教育理念の具現化

教育大綱及び基本計画に示された教育理念を空間設計に反映すること。

(2) 地域拠点としての機能

地域住民が活用できるゾーニング設計、避難所としての機能設計などを含む。

(3) ICT 制御・DX 実装

- ・地域利用空間のスマートロックや顔認証管理、ICT 予約システムの導入など、交流の活性化と管理の省力化を両立させる DX 環境を設計すること。
- ・空調・照明・放送設備等の自動制御による職員負担の軽減を図ること。

(4) 地域拠点機能と多世代交流環境の設計

- ・「地域と共にある学校」を実現するため、子どもから高齢者までが共に過ごせるバリア

- フリー空間、共に学び、遊び合う場を設計すること。
- ・プレイルームや運動場等においては、多様な遊びのスタイルに対応した空間や遊具の導入を検討すること。
- ・必要に応じて、遊び環境や空間設計に関する専門事業者との協業（JV・サブコン形式を含む）による体制提案も可能とする。ただしこれは必須条件ではなく、提案の内容・構想の具体性・実現性を基に加点的に評価される。

9. 設計プロセスにおける合意形成と協働形成

本業務の遂行にあたっては、単に設計成果物を作成するだけでなく、地域住民、保護者、教職員など多様な関係者との対話・意見交換を通じた合意形成のプロセスを重視すること。

基本設計段階では、生駒市と設計事業者が協働して意見聴取の機会を設け、教育的価値と空間構成が一体となる設計プロセスとすることが求められる。このプロセスにおいて、ファシリテーションや合意形成を支えるための工夫や手法の提案も推奨される。

10. 提案書における留意点

- (1) 提案書には、DX 実装による地域交流および管理負担軽減に関する章立てを必ず設けハード（建築・設備）とソフト（運用・システム）の両面からの具体的な提案を記述すること。
- (2) 提案には、実現可能性（コスト・工程・保守）を担保する具体的技術・システム名や方式を可能な範囲で明示すること。
- (3) 地域拠点として住民が利用することを前提とした、スマートロック、ICT 予約システム、ゾーン制御等の導入事例や運用モデルがある場合には積極的に示すこと。
- (4) 地域拠点機能や多世代交流に関連する空間設計（例：地域図書室や屋外環境）についても章立てを設け、遊びの多様性・安全性・インクルーシブ性を考慮した具体的提案を行うこと。
- (5) 必要に応じて、専門性を有する企業との連携提案も可とするが、必須ではない。提案の深さ・実現可能性に応じて加点的に評価する。

11. 履行完了時

- ・生駒市が指定する「完了届」と併せて「業務報告書」を作成し、提出すること。
- ・業務報告書は、履行日、履行内容、履行期間中の変更点・変更時期・変更理由、その必要事項を反映させたものとする。

12. 成果物の種類

- ・成果物の規格及び書式は生駒市と協議の上決定すること。

- ・印刷物で頁数が多いものは、着脱可能なファイル綴を使用し、必要に応じて適宜分冊の上、背表紙及びインデックスを使用して見やすく整理すること。
- ・データは原則としてDVD-Rに格納し、データの種類等は生駒市と協議し決定すること。
- ・設計に基づき完成予定パース図及び立体模型を作成し、提出すること。

13. 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて生駒市に帰属するものとする。

14. その他留意事項

施設集約化事業として公共施設等適正管理推進事業債の借入申請を行う予定であることから、校舎及び屋内運動場の延床面積合計が既存施設を下回るよう調整すること。

【既存施設延床面積】

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ・生駒南小学校校舎 | 4, 677 m ² |
| ・生駒南小学校屋内運動場 | 1, 170 m ² |
| ・生駒南中学校校舎 | 4, 846 m ² |
| ・生駒南中学校屋内運動場 | 950 m ² |